

基準値一覽

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	100CFU/mL 以下	27	(注)総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	30	ブromoホルム	0.09mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L 以下	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	40	蒸発残留物	500mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	50	色度	5 度以下
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下	51	濁度	2 度以下
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	*	*****	*****

注1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokジクロロメタン、ブromokホルムの各濃度の総和